



新しい保険証は、今までと同じ紙カード様式で、1人1枚です。

新しい保険証を 11月中に送付

保険証が届いたら、まず「交付日前有効」の記載の有無について確認してください。記載のあるものは届いた日から、記載のないものは12月1日から使用できます。なお、現在の保険証の有効期限は11月30日です。

保険証について

【問合せ先】
国民健康保険グループ
(0798・35・3117)

国民健康保険(以下、国保という)は、職場の健康保険などに加入していない人を対象とした公的医療保険制度です。医療機関で国民健康保険被保険者証(以下、保険証という)を提示すれば、一定割合の自己負担で診察や治療を受けることができます。また、状況に応じたさまざまな給付制度もあります。ここでは、12月に新しくなる保険証のことや、各種給付制度などについてお知らせします。

※今後、医療制度の改正などに伴い、お知らせしている内容が変更される場合は、本紙および市のホームページ(アドレスはページ下参照)などでご案内します。

12月1日は保険証の更新日

国民健康保険のお知らせ

各種給付制度なども紹介

臓器提供の意思表示

保険証の裏面に「臓器提供意思表示シール」を貼(は)ることにより、臓器提供に関する意思表示ができます。シールを希望する人は、国民健康保険グループ(市役所本庁舎1階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで受け取ってください。

納付確認書は 1月下旬に送付

納付書の納付は、第一期分から第10期分までを6月にまとめて送っています。変更後の納付書は、納付書が届いた月の保険料の支払いから使用してください。もし変更された月以降の保険料を変更前の納付書で納付すると、保険料に過不足が生じる恐れがあります。

納付書の納付は、第一期分から第10期分までを6月にまとめて送っています。変更後の納付書は、納付書が届いた月の保険料の支払いから使用してください。もし変更された月以降の保険料を変更前の納付書で納付すると、保険料に過不足が生じる恐れがあります。

納付には便利な
口座振替のご利用を

保険料を口座振替で納付すると、金融機関などに行く必要がなく、納め忘れもありません。ぜひ、便利な口座振替をご利用ください。

【申込場所】金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局を含む)

納付相談会

11月25日～12月2日
市役所本庁舎2階

保険料滞納により保険証を郵送できない世帯を対象に、「納付相談会」を行います。対象の世帯には事前に文書でお知らせします。

納付には便利な
口座振替のご利用を

保険料を口座振替で納付すると、金融機関などに行く必要がなく、納め忘れもありません。ぜひ、便利な口座振替をご利用ください。

【申込場所】金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局を含む)

納付相談会

11月25日～12月2日
市役所本庁舎2階

保険料滞納により保険証を郵送できない世帯を対象に、「納付相談会」を行います。対象の世帯には事前に文書でお知らせします。

納付相談会

11月25日～12月2日
市役所本庁舎2階

保険料滞納により保険証を郵送できない世帯を対象に、「納付相談会」を行います。対象の世帯には事前に文書でお知らせします。

納付相談会

11月25日～12月2日
市役所本庁舎2階

保険料滞納により保険証を郵送できない世帯を対象に、「納付相談会」を行います。対象の世帯には事前に文書でお知らせします。

納付書はまとめて送付しています

保険料の納付書は、第一期分から第10期分までを6月にまとめて送っています。変更後の納付書は、納付書が届いた月の保険料の支払いから使用してください。もし変更された月以降の保険料を変更前の納付書で納付すると、保険料に過不足が生じる恐れがあります。

納付には便利な
口座振替のご利用を

保険料を口座振替で納付すると、金融機関などに行く必要がなく、納め忘れもありません。ぜひ、便利な口座振替をご利用ください。

【申込場所】金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局を含む)

納付相談会

11月25日～12月2日
市役所本庁舎2階

保険料滞納により保険証を郵送できない世帯を対象に、「納付相談会」を行います。対象の世帯には事前に文書でお知らせします。

納付相談会

11月25日～12月2日
市役所本庁舎2階

保険料滞納により保険証を郵送できない世帯を対象に、「納付相談会」を行います。対象の世帯には事前に文書でお知らせします。

納付相談会

11月25日～12月2日
市役所本庁舎2階

保険料滞納により保険証を郵送できない世帯を対象に、「納付相談会」を行います。対象の世帯には事前に文書でお知らせします。

納付相談会

11月25日～12月2日
市役所本庁舎2階

保険料滞納により保険証を郵送できない世帯を対象に、「納付相談会」を行います。対象の世帯には事前に文書でお知らせします。

現在の保険証の
有効期限は11月30日

保険証が届いたら、まず「交付日前有効」の記載の有無について確認してください。記載のあるものは届いた日から、記載のないものは12月1日から使用できます。なお、現在の保険証の有効期限は11月30日です。

加入・脱退の
手続きについて

【問合せ先】
国民健康保険グループ
(0798・35・3117)

加入の手続きについて

●加入の手続きについて

手続きが必要なとき	必要なもの
他の市町村から転入した	印鑑
職場の健康保険を脱退したまたは被扶養者から外れた	印鑑、資格喪失証明書、年金証書(厚生年金・共済年金等を受給している人のみ)
子どもが生まれた	印鑑、国保の保険証

※保険証の即日交付を希望する場合、運転免許証やパスポートなどの顔写真付き公的証明書が必要です

脱退の手続きについて

●脱退の手続きについて

手続きが必要なとき	必要なもの
他の市町村へ転出した	印鑑、国保の保険証
職場の健康保険に加入したまたは被扶養者になった	国保の保険証、職場の保険証または職場の保険証に加入したことを証明するもの
国保の加入者が死亡した	印鑑、国保の保険証、会葬御礼ハガキまたは葬儀の領収書、葬祭費の振込口座の分かるもの
世帯主が変わった	印鑑、世帯全員の国保の保険証

特定健康診査について

【問合せ先】国民健康保険グループ
(0798・35・3115)

対象者は無料で受診できます

受診年度の4月1日において国保に加入しており、受診年度に40歳以上になる被保険者(厚生労働大臣が定める者を除く)を対象に「西宮市国民健康保険特定健康診査」を実施しています。

保険料を口座振替で納めていない人

保険料を口座振替で納めていない人は、案内に同封の「口座振替申込書」により、申込手続きを金融機関で行ってください。口座名義人が世帯主でない口座からでも振替可能です。

なお、申込書を金融機関へ提出してからの口座振替手続きが完了し、さらに特別徴収の中止手続きが完了するまで日数がかかかります。手続きが完了したらハガキでお知らせします。

保険料を口座振替で納めている人

保険料を口座振替で納めている人は、案内に同封の「口座振替継続の申込書(特別徴収中止申込書)」に必要事項を記入・押印のうえ、国保収納グループ(市役所本庁舎1階)へ提出してください。

※現在、口座振替が行われている場合でも、期限までに申込書の提出がなければ、特別徴収が開始されますのでご注意ください。

加入・脱退の
手続きについて

【問合せ先】
国民健康保険グループ
(0798・35・3117)

加入の手続きについて

●加入の手続きについて

手続きが必要なとき	必要なもの
他の市町村から転入した	印鑑
職場の健康保険を脱退したまたは被扶養者から外れた	印鑑、資格喪失証明書、年金証書(厚生年金・共済年金等を受給している人のみ)
子どもが生まれた	印鑑、国保の保険証

※保険証の即日交付を希望する場合、運転免許証やパスポートなどの顔写真付き公的証明書が必要です

脱退の手続きについて

●脱退の手続きについて

手続きが必要なとき	必要なもの
他の市町村へ転出した	印鑑、国保の保険証
職場の健康保険に加入したまたは被扶養者になった	国保の保険証、職場の保険証または職場の保険証に加入したことを証明するもの
国保の加入者が死亡した	印鑑、国保の保険証、会葬御礼ハガキまたは葬儀の領収書、葬祭費の振込口座の分かるもの
世帯主が変わった	印鑑、世帯全員の国保の保険証

特定健康診査について

【問合せ先】国民健康保険グループ
(0798・35・3115)

対象者は無料で受診できます

受診年度の4月1日において国保に加入しており、受診年度に40歳以上になる被保険者(厚生労働大臣が定める者を除く)を対象に「西宮市国民健康保険特定健康診査」を実施しています。

保険料を口座振替で納めていない人

保険料を口座振替で納めていない人は、案内に同封の「口座振替申込書」により、申込手続きを金融機関で行ってください。口座名義人が世帯主でない口座からでも振替可能です。

なお、申込書を金融機関へ提出してからの口座振替手続きが完了し、さらに特別徴収の中止手続きが完了するまで日数がかかかります。手続きが完了したらハガキでお知らせします。

保険料を口座振替で納めている人

保険料を口座振替で納めている人は、案内に同封の「口座振替継続の申込書(特別徴収中止申込書)」に必要事項を記入・押印のうえ、国保収納グループ(市役所本庁舎1階)へ提出してください。

※現在、口座振替が行われている場合でも、期限までに申込書の提出がなければ、特別徴収が開始されますのでご注意ください。

加入・脱退の
手続きについて

【問合せ先】
国民健康保険グループ
(0798・35・3117)

加入の手続きについて

●加入の手続きについて

手続きが必要なとき	必要なもの
他の市町村から転入した	印鑑
職場の健康保険を脱退したまたは被扶養者から外れた	印鑑、資格喪失証明書、年金証書(厚生年金・共済年金等を受給している人のみ)
子どもが生まれた	印鑑、国保の保険証

※保険証の即日交付を希望する場合、運転免許証やパスポートなどの顔写真付き公的証明書が必要です

脱退の手続きについて

●脱退の手続きについて

手続きが必要なとき	必要なもの
他の市町村へ転出した	印鑑、国保の保険証
職場の健康保険に加入したまたは被扶養者になった	国保の保険証、職場の保険証または職場の保険証に加入したことを証明するもの
国保の加入者が死亡した	印鑑、国保の保険証、会葬御礼ハガキまたは葬儀の領収書、葬祭費の振込口座の分かるもの
世帯主が変わった	印鑑、世帯全員の国保の保険証

特定健康診査について

【問合せ先】国民健康保険グループ
(0798・35・3115)

対象者は無料で受診できます

受診年度の4月1日において国保に加入しており、受診年度に40歳以上になる被保険者(厚生労働大臣が定める者を除く)を対象に「西宮市国民健康保険特定健康診査」を実施しています。

保険料を口座振替で納めていない人

保険料を口座振替で納めていない人は、案内に同封の「口座振替申込書」により、申込手続きを金融機関で行ってください。口座名義人が世帯主でない口座からでも振替可能です。

なお、申込書を金融機関へ提出してからの口座振替手続きが完了し、さらに特別徴収の中止手続きが完了するまで日数がかかかります。手続きが完了したらハガキでお知らせします。

保険料を口座振替で納めている人

保険料を口座振替で納めている人は、案内に同封の「口座振替継続の申込書(特別徴収中止申込書)」に必要事項を記入・押印のうえ、国保収納グループ(市役所本庁舎1階)へ提出してください。

※現在、口座振替が行われている場合でも、期限までに申込書の提出がなければ、特別徴収が開始されますのでご注意ください。